

災害時緊急遺体搬送における行動計画（2026. 3. 17 改定）

1. 災害発生時

災害対策中央本部	災害対策現地本部	被災地近隣地区協会・都道府県協会
◎ 災害対策合同会議 別紙 (1) 災害対策中央本部の設置 別添 1 ① 協会事務局に災害対策中央本部を設置する ・テレビやラジオの情報を基に、会長の判断により、災害対策中央本部を設置する。 →本 部 長：会長（代行：第 1 順位代表理事） →副本部長：専務理事（代行：部長） ② 災害対策中央本部を設置した旨の連絡を行う ・協会事務局に災害対策中央本部を設置した旨を、地区協会及び都道府県協会へ連絡する。 ③ 近隣地区協会への先遣隊派遣要請 ・近隣地区協会へ先遣隊の出動を要請し、被災地の情報収集に努める。 (2) 代表理事会議の開催 ① 代表理事を招集し、代表理事会議を開催する ・電話、LINE、FAX、Eメールにて代表理事へ連絡、FAX又はEメールの場合は返信を求め、連絡が届いたことを確認する。 ② 代表理事会議の検討事項	(1) 被災地に災害対策現地本部設置 ① 本 部 長：都道府県協会会長 副本部長：都道府県協会副会長 ② 災害対策現地本部を設置した旨の連絡を行う ・被災地都道府県協会に災害対策現地本部を設置した旨を、災害対策中央本部へ連絡する。 (2) 災害対策中央本部への連絡 ① 被災地区の会員事業者の安否確認を行い、災害対策中央本部へ連絡する ② 被害状況を災害対策中央本部へ連絡	○ 緊急通行車両標章取得手続き（警察署） →事前登録 緊急通行車両確認証明書（裏面記載エリアは被災地一円）、車両の車検証及び先遣隊員の運転免許証のコピー等 ※車検証及び運転免許証の期限に注意する。 (1) 先遣隊の出動 別紙 ・代表理事会議への情報提供のため。 ① 災害対策中央本部より先遣隊の出動要請があった場合には、速やかに出動する ・被災地近隣地区協会・都道府県協会から先遣隊を出動させる。 ※1 両に 2 名乗務を基本とする。 (先遣隊長・副隊長)

・ 出動待機要請を行う地区協会及び都道府県協会を選定する。 ・ 出動隊員数及び車両数（地区協会又は都道府県協会単位）を決定する。 (3) 災害対策現地本部での打合せ及び地区協会への連絡 ① 災害対策中央本部から事務局員の派遣 ・ 派遣された事務局員は、災害対策現地本部で、被災地の情報収集及び緊急遺体搬送についての打ち合わせを行う。 →派遣された全霊協事務局員は、被害状況、出動隊の規模及び出動時期等の打ち合わせを行い、災害対策現地本部を通じ、災害対策中央本部へ連絡する。 ② 災害対策現地本部との連絡体制の確保（LINE・インターネット通信等）及び連絡の緊密性 →災害対策現地本部からの緊急連絡に備え、災害対策中央本部には代表理事1名以上が常駐する。 ③ 災害対策現地本部の状況を、地区協会及び都道府県協会へ定期的に報告する →災害対策現地本部から送られてきた現地情報は、各地区協会へ1日に1回以上報告する。	し、想定要請出動隊員数及び車両数等を報告する ③ 災害対策現地本部は、出動隊の集場所を明確にし、災害対策中央本部へ連絡する ④ 災害対策現地本部の準備品別添2の連絡を行い、不足品は災害対策中央本部に要請し、第1次出動隊に搬入依頼する ⑤ 被災地の情報を定期的（最低1日1回）に災害対策中央本部へ報告する (3) 自治体との協力体制の構築 ① 自治体との連絡体制（連絡責任者）を確保する ② 自治体との協力体制（搬送計画・協力期間等）を検討する	② 災害対策現地本部長を助け、被害状況及び死亡者の発生状況を確認し、災害対策中央本部へ報告する
---	--	--

(4) 出動待機の連絡 ① 代表理事会議において出動隊員数及び出動車両数検討後、まず被災地近隣地区協会あて出動待機要請を発令する（FAX、LINE 又はEメール） →出動隊員数は、出動車両 1 両に 2 名乗務を基本とする。 →できるだけ現地情報を収集し、出動隊に的確な指示を出す。 →出動期間が長くなる場合は、2 次隊、3 次隊編成も合わせて依頼する。 →災害対策現地本部へ集結するにも、途中での車両燃料補充が困難な場合もあり得るので、道路状況と合わせて車両燃料補充の情報を受け、準備する。		(2) 出動隊の編成 <u>別紙</u> ① 災害対策中央本部より出動準備要請があった後、出動隊を編成する ・災害時緊急連絡網<u>参考 1</u>に基づき、会員事業者への連絡を行う。 ・出動隊に参加できる<u>会員数</u>及び<u>車両数</u>を確認し、災害対策中央本部へ連絡する（出動可能者リスト）。 ・出動待機車両は、燃料を満タンにしておくことと併せて、予備タンクも準備し満タンにしておく。 →出動できる事業者及び車両を調査し、第 1 出動隊を編成する。 →第 1 出動隊の<u>隊長</u>を選任し、災害対策中央本部からの情報を伝達する。 →出動隊員及び車両が多数の場合は、第 2・第 3 出動隊を編成し、交代要員の準備も行う。 →出動隊<u>隊長</u>は出動隊の出動順位を確認することと併せて、出動隊員への集合場所等を連絡する。 →災害対策現地本部へ向かう際には、隊列を組んで向かうのが望ましい。
--	--	---

(5) 出動隊へ出動要請 別添 3 ① 被災地自治体又は災害対策現地本部から出動要請（電話、FAX、LINE 又はEメール）があった場合は、直ちに出動待機要請地区協会に出動を要請する →出動車両数及び集合場所及び集合時刻の明確な連絡を行う。 →出動要請が電話の場合は、後日、文書の送付を求める。	(4) 災害対策中央本部へ出動要請 ① 自治体との協力体制構築後、出動要請車両及び集合場所並びに集合時刻を災害対策中央本部へ連絡する (5) 出動隊の到着確認 ① 災害対策中央本部より出動隊の車両数及び隊員数の連絡を受け、確実に現地本部へ到着したことを確認する ② 出動隊の到着後速やかに出動隊隊長と搬送計画を検討する ③ 出動隊隊長に道路状況・ガソリン供給事情等を伝える (6) 緊急遺体搬送打合せ ① 災害対策現地本部では、本部長、副本部長、自治体責任者、先遣隊隊長、出動隊隊長による緊急遺体搬送の打合せを行う	→サブドライバー同士が連絡（電話、LINE）を取り合い、休憩を取りながら安全運転で災害対策現地本部へ向かうよう注意する。 (3) 出動隊の出動 ◎ 災害対策中央本部より緊急出動指示を受けるまでは、出動隊は出動しない →出動隊は、予め決められた集合場所に集合する。 →携行品別添 2等を確認する。 ※災害対策中央本部より要請のあった物品（災害対策現地本部の不足準備品）も搬送する。 →出動隊は出動先を確認後、隊列を組んで災害対策現地本部へ向かう。 →出動隊の出発時刻、災害対策現地本部への到着予定時刻を災害対策中央本部へ連絡する。 ※サブドライバーは、連絡を取りながら休憩地点などを打ち合わせし、安全運行で災害対策現地本部へ向かう。
---	---	--

	・出動隊隊長は、打ち合わせの内容を出動隊員に知らせ、予備知識を共有する。 →出動隊員は搬送経路、道路状況、燃料供給状況、遺体安置所等目的地情報を収集し、安全運行に備える。 ② 地元会員事業者との打ち合わせ ・特に搬送経路については、地元会員事業者と打ち合わせを行い、通行可能道路、危険道路の情報を収集する。	
--	--	--

2. 緊急遺体搬送開始

災害対策中央本部	災害対策現地本部	被災地隣接地区協会・都道府県協会
(1) 情報の収集及び災害対策現地本部への指示 ① 国土交通省等関係団体からの出動隊活動に必要な情報を収集し、速やかに災害対策現地本部へ指示を出す ② 出動隊の安全確保の情報を収集する ・災害対策現地本部までのルートを確認する。	(1) 災害対策中央本部への報告・要請 ① 搬送経過はできるだけ毎日、災害対策中央本部へ連絡 ・稼働車両数、搬送遺体数及び走行距離等（運転日報の取り纏め）を連絡する。 ② 不足物資の搬入要請 ・食料品・医療品等の追加、搬送必要品（タイヤチェーン等）の追加を要請する。 ③ 出動隊に事故等が発生した場合には、災害対策中央本部へ連絡する (2) 出動隊の安全確保	

	① 出動前点呼の実施 ・健康状態のチェック及び携行品を確認する。 ② 帰庫後の点呼実施 ・健康状態のチェック及び携行品を補充する。 ③ 待機出動隊員の健康状態の確認 ・出動隊<u>隊長</u>のもと、待機出動隊員の健康状態を把握する。 ④ 出動車両の安全確保 ・出動隊<u>隊長</u>のもと、出動車両の整備状況を確認し、安全を確保する。 ⑤ 被災地区では、道路状況等日々変化するので、情報収集に努めるとともに、出動隊員への伝達徹底を図る ⑥ 自治体からの要請（要望）は原則的に応えるが、法令遵守に努める。（危険等ともなう事案は双方で最良な方策を検討模索する） ⑦ サブドライバーとの運転交代 ・搬送距離が長距離となった場合は、サブドライバーと運転を交替する等、法令を遵守する。 ・時間に余裕をもった搬送計画書を作成する。	
(2) 災害対策現地本部からの要請に即応 ① 災害対策現地本部の要請に即応できるよう、災害対策中央本部に代表理事が常に1名以上在中する ・出動隊員の増員、災害対策現地本部から要請のあった必要物資を搬入する。	(3) 自治体の追加要請にも即応 ① 事前の搬送計画に変更があった場合には、出動隊<u>隊長</u>会議を開き、出動隊員への徹底を図る ② 災害対策現地本部に集結している出動隊では、人手不足と思われる場合は、早急に災害対策中央本部へ、出動隊の増員及び増車を要請する	(1) 災害対策中央本部の要請に即応 ① 災害対策現地本部から出動隊員の増員、災害対策現地本部の不足物品の搬送要請に即応できるよう、

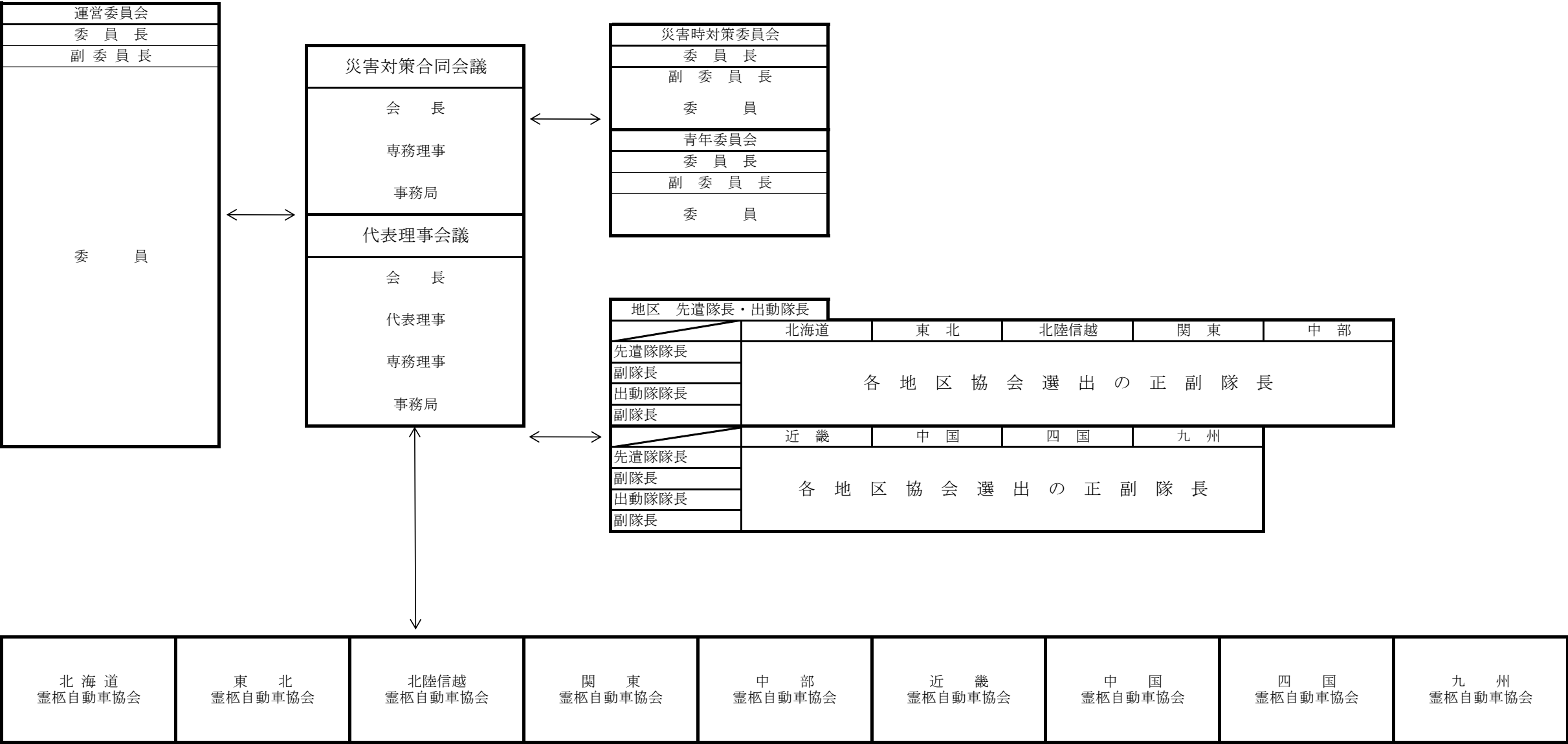
(3) 災害対策現地本部の情報を地区協会及び都道府県協会へ伝達 ① 災害対策現地本部から送られた経過報告を取りまとめ、地区協会及び都道府県協会へ伝達する ・ F A X 及び LINE 等を活用し、迅速な情報提供を行う。	・ 出動隊員の増員、車両の増車希望日を災害対策中央本部へ報告し、災害対策中央本部からの回答に併せ、現地自治体との遺体搬送計画を検討する。 → 増員の出動隊が到着するまでの日数(時間)を勘案し、現在の出動隊員での無理のない搬送計画を検討する。 (4) 出動隊員の責任 ① 遺族の悲しみを考慮し、気配りを忘れない ・ 服装にも気を配る（ネクタイの着用が適切でない場合もある）。 ・ ご遺体安置スペース、ロビー、廊下等での私語厳禁。 ・ 遺族が同乗した場合は、ドライバー間の私語はしない。 ② 搬送時、遺族同乗の際の安全運行の徹底 ・ 安全運行の徹底（法令順守）を図る。 ③ 出動隊員の健康状態は各自が管理する ・ 体調不良の場合は出動しない（隊長へ報告し出動を交代する）。 ④ 搬送ルートの検討 ・ 道路情報等を積極的に収集し、安全な搬送ルートを確認し出動する。 ⑤ 道路状況等報告事項の伝達 ・ 搬送過程において気が付いた道路情報は、災害対策現地本部へ報告し、他の出動隊員へ伝達する。	出動待機会員事業者に、現地情報を提供する。 ② 出動待機要請期間が長引く場合には、定期的に出動隊員及び車両等の確認を行う → 出動隊隊長が中心となって、出動隊員と連絡を取る。 (2) 災害対策現地本部の情報を傘下会員事業者へ伝達 ① 災害対策中央本部より連絡のあった災害対策現地本部の経過報告を、傘下会員事業者へ伝達する ・ F A X、LINE 等を活用し、迅速な情報伝達を行う。
--	--	--

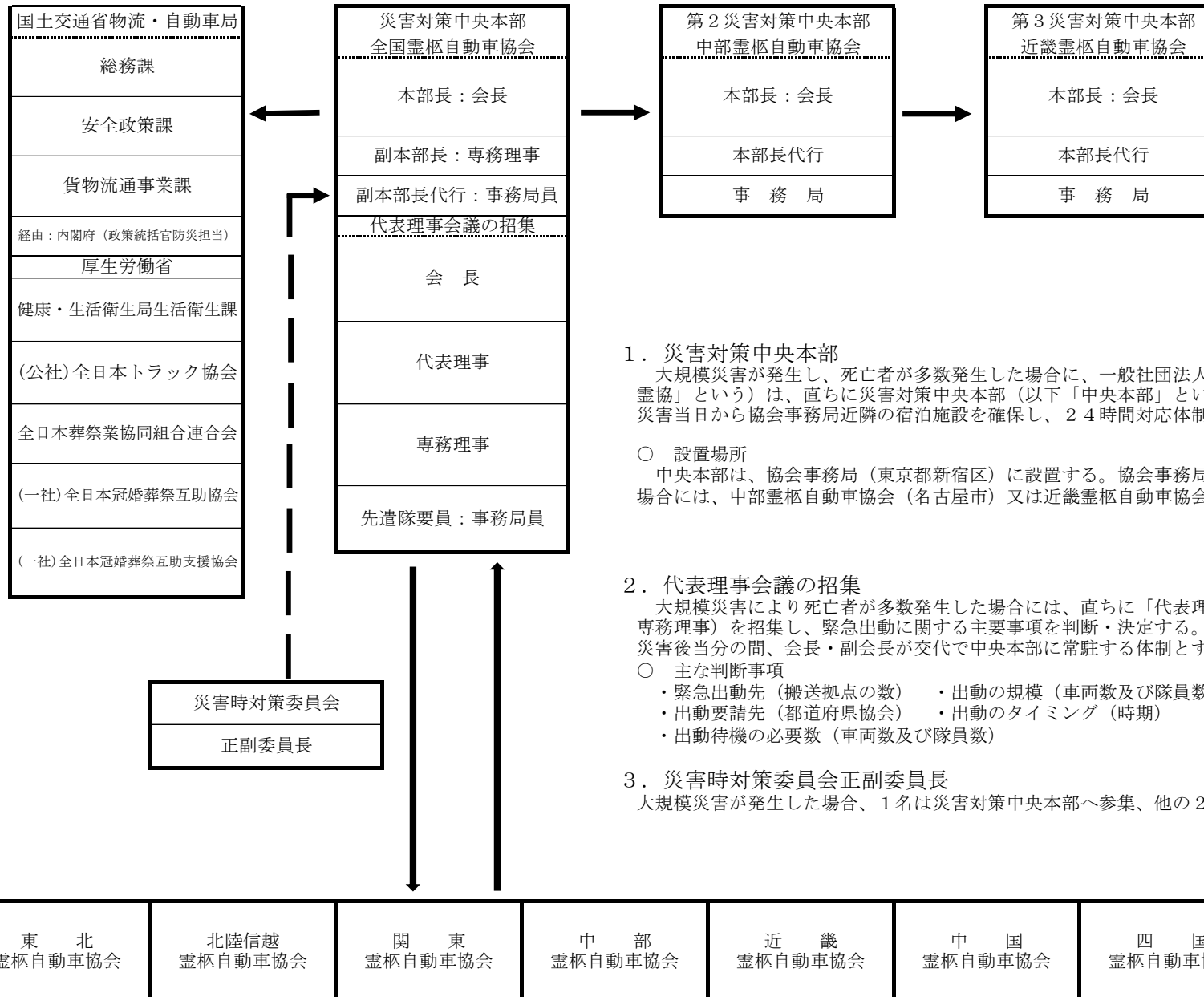
3. 緊急遺体搬送終了後の措置

災害対策中央本部	災害対策現地本部	被災地隣接地区協会・都道府県協会
(1) 国土交通省及び関係行政庁へ緊急遺体搬送の終了を報告 別添 4 ① 出動車両数、出動隊員数、搬送した遺体数及び走行距離等 (2) 出動要請のあった自治体への搬送費の請求 ① 被災地地区の会員事業者の運賃・料金を参考に請求書を発行 ・支払い額については自治体と協議して決める。	(1) 緊急遺体搬送後の継続的な遺体搬送 ① 地元会員は、県外出動隊の帰還後も地域の自治体と連携し、遺体搬送を継続する ② 稼働可能な地元会員事業者の把握と搬送計画を構築する ・地元会員のみでは、遺体搬送の継続が不可能な場合には、災害対策中央本部へ連絡し、出動隊を再要請する。	(1) 緊急通行車両標章の<u>管理</u> ① 先遣隊及び出動隊は、自社へ帰庫後、出動した車両の緊急通行車両標章を厳重に管理する ※ 但し、車両を代替えた場合には速やかに返納し、新しい車両で再申請しなければならない。

一般社団法人全国霊柩自動車協会 災害対策合同会議

別紙





1. 災害対策中央本部

大規模災害が発生し、死亡者が多数発生した場合に、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「全霊協」という）は、直ちに災害対策中央本部（以下「中央本部」という）を設置する。災害当日から協会事務局近隣の宿泊施設を確保し、24時間対応体制とする。

○ 設置場所

中央本部は、協会事務局（東京都新宿区）に設置する。協会事務局が被災等により機能できない場合には、中部霊柩自動車協会（名古屋市）又は近畿霊柩自動車協会（大阪市）に設置する。

2. 代表理事会議の招集

大規模災害により死亡者が多数発生した場合には、直ちに「代表理事会議（会長・副会長・専務理事）」を招集し、緊急出動に関する主要事項を判断・決定する。災害後当分の間、会長・副会長が交代で中央本部に常駐する体制とする。

○ 主な判断事項

- ・緊急出動先（搬送拠点の数）
- ・出動の規模（車両数及び隊員数）
- ・出動要請先（都道府県協会）
- ・出動のタイミング（時期）
- ・出動待機の必要数（車両数及び隊員数）

3. 災害時対策委員会正副委員長

大規模災害が発生した場合、1名は災害対策中央本部へ参集、他の2名は災害対策現地本部へ出動する

準備品・携行品

1. 準備品（災害対策現地本部）

- ☐携帯電話（バッテリー・充電器） ☐出動隊用腕章等
- ☐パソコン・プリンター ☐道路マップ（被災地周辺詳細地図）
- ☐アルコールチェッカー ☐筆記用具 ☐点呼記録簿
- ☐スケジュール（活動計画）表 ☐搬送指示書（運転日報）
- ☐災害対策現地本部用テント ☐発電機（ガソリン・ガスボンベ式）
- ☐照明器具（作業用・卓上用） ☐救急医療品 ☐炊飯用具 ☐携帯燃料
- ☐携帯コンロ（ボンベ式） ☐暖房具（石油ストーブ等・冬季）
- ☐ハンマー・釘（棺の作成用） ☐携帯トイレ ☐ポケット Wi-Fi の契約

2. 携行品（先遣隊・出動隊）

- ☐運転免許証 ☐緊急通行車両標章 ☐携帯電話（バッテリー・充電器）
- ☐ipad、スマホナビアプリ等（ナビ無しの車両等）
- ☐道路マップ（被災地周辺詳細地図） ☐制服・作業服 ☐筆記用具
- ☐懐中電灯 ☐乾電池 ☐ソーラー発電機・充電器
- ☐食料品 ☐飲料水 ☐救急医薬品（個人常備薬を含む）
- ☐マイナ保険証等 ☐着替え（冬は防寒具） ☐個人就寝用テント
- ☐スリッパ（耐水性） ☐軍手・ゴム手袋 ☐ゴミ袋（ナイロン製）
- ☐ティッシュペーパー ☐使い捨てカイロ（暖・冷） ☐タオル（大・小）
- ☐洗面具 ☐寝具（寝袋・毛布等） ☐雨具（合羽・長靴等） ☐携帯ラジオ
- ☐トイレットペーパー ☐ビニールラップ ☐ビニール紐 ☐ロープ
- ☐ガムテープ ☐ヘルメット ☐マスク ☐虫よけネット ☐虫よけスプレー
- ☐アイマスク（睡眠用） ☐耳栓（睡眠用）
- ☐ストレッチャー ☐棺台 ☐デジタルカメラ又はビデオカメラ
- ☐小型トランシーバー ☐携帯電話（マイク&イヤホン）

緊急搬送指示書

(一社)全国霊柩自動車協会会長

地区協会長 及び 都道府県協会長	地区協会・都道府県協会長 殿
出動要請 車両数	両（基本1両に2人乗務）
集合場所 及び 電話番号	
集合日時	令和 年 月 日 時00分(当日作業あり・なし) 速く到着されても結構です。
出動期間	日間
災害・事故の内容	 ※ ○○自治体からの依頼によるもの

上記、緊急搬送については万全の対応をお願いします。

令和 年 月 日

注意事項

- ①
- ②
- ③

令和 年 月 日

大規模災害発生に伴う遺体搬送実績報告

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 担当官殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長

以下のとおり〇〇〇〇災害における当協会が行った緊急遺体搬送実績を報告します。

連 絡 先	新宿区四谷 3 - 2 - 5 一般社団法人全国霊柩自動車協会 専務理事 電話 0 3 (3 3 5 7) 7 2 8 1
従 事 者 名	社 (詳細別紙)
従事した車両	両 (詳細別紙)
搬送期間	令和 年 月 日 より 令和 年 月 日 まで (日間)
主な搬送区間	() ~ ()
総走行距離	<u> </u> k m
備 考	

先 遣 隊 出 動 指 示 書

(一社)全国霊柩自動車協会会長

地区協会長 及び 都道府県協会長	地区協会・都道府県協会長 殿
出動要請日時	令和 年 月 日 時
出動先及び 電話番号	 Tel _____
災害・事故の内容	 ※ ○○自治体からの依頼によるもの
上記、出動については万全の対応をお願いします。 注意事項 ① ② ③	

先遣隊・出動隊 出動予定報告書

(一社)全国霊柩自動車協会会長 殿

地区協会長名又は 都道府県協会長名	地区協会・都府県協会会長
----------------------	--------------

出動日時	令和 年 月 日 時
------	------------

到着予定日時	令和 年 月 日 時
--------	------------

出動先及び 電話番号	
---------------	--

Tel _____

出動車両及 び隊員名	<table border="1"><tr><td>出動車両</td><td>隊員名</td><td>隊員名</td></tr><tr><td>①</td><td></td><td></td></tr><tr><td>②</td><td></td><td></td></tr><tr><td>③</td><td></td><td></td></tr><tr><td>④</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr></table>	出動車両	隊員名	隊員名	①			②			③			④			⑤		
出動車両	隊員名	隊員名																	
①																			
②																			
③																			
④																			
⑤																			

その他 報告事項
